

「政光くん・寒川尼ちゃん」イラスト使用に関して

イラストを使用しようとする者は、あらかじめ承認を受けなければならない。

ただし、基本4点イラストを使用し、次の各号のいずれかに該当し、かつ、図柄を変更することなく使用するとき、この限りでない。

- (1) 市及び市職員がその業務の目的で使用するとき。
 - (2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
 - (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- ※基本4点イラスト以外のイラスト使用は申請が必要

次のいずれかに該当する場合は、イラスト使用の趣旨に反するものとして承認しない。

- (1) 特定の政治、思想、宗教活動に使用されるおそれのある場合
- (2) 特定の個人又は団体の売名に使用されるおそれのある場合
- (3) 不当な利益をあげるために使用されるおそれのある場合
- (4) 適正な使用方法に従って使用しないおそれのある場合
- (5) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (6) 事業又は関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合
- (7) イラストの正しい使用方法に従って使用しないおそれがある場合
- (8) その他承認することが不適切と認めた場合

(基本4点イラストの使用に関して・イラストの使用料)

- (1) 基本4点イラストの使用料は、無料とする。

基本4点イラスト



001



002



003



004

- (2) 他のイラスト使用に関しては、申請が必要。詳細は、要相談。
- (3) オリジナルイラスト制作依頼は有料。

(使用上の遵守事項)

- (1) イラストを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守してください。
- (2) 定められた色、形式などを正しく使用すること。
- (3) イラストの改変などの応用使用はしないこと。
- (4) 承認された用途にのみ使用し、指示する使用条件に従うこと。

(無断使用・二次使用禁止) デザインが無断・二次使用された場合。

- (5) 使用停止通知書により通知するものとする。
- (6) イラストを無断・二次使用で製作した者は、使用停止通知書を受け取った日から二週間以内に回収するものとする(回収費用、成果品の作製費用、廃棄費用等)は、無断、二次使用した者が負担をするものとする。

- (7) イラストを無断で二次使用した者は、次回からのイラストの使用は許可しないものとする。
- (8) イラストのイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用するとともに安全性、品質についても十分な配慮をすること。
- (9) J A S法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令を遵守すること。
- (10) 当該使用に係る物品の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。
- (11) 当該使用に係る物品等を原因とする事故に対しては、一切の責任を負わない。
- (12) イラストを使用した製作物等を商標登録しないこと。

(承認の取り消し)

- (1) イラストの使用がこの要項及び承認内容に違反していると認めた場合、当該使用承認を取消します。
- (2) 前項の使用承認の取消しは、イラスト使用承認(承認内容変更)取消通知書により通知するものとする。
- (3) 承認を取消された者は、承認取消しのあった日以降、当該承認に係るイラストの使用をしてはならない。
- (4) イラストの使用を取消された者は生じる経費(回収費用、成果品の作製費用、廃棄費用等)は、当該使用を取消された者が負担をするものとする。

(見本品等の提出)

- (1) イラストを使用する者は、見本品等を速やかに提出しなければならない。
- (2) ただし、提出困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。
- (3) なお、写真は、見本品の全体が写されているもの及びイラストの使用状況がわかるものの2種類を提出するものとする。

(承認内容の変更)

イラストの使用承認を受けた者が、イラスト使用承認の承認内容について変更しようとするときは、あらかじめイラスト使用承認内容変更申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

(使用の期間)

イラストの使用期間は、イラストを使用承認(承認内容変更)通知書記載の承認期間とする。

(事故、苦情等、係争等の処理)

イラストを使用した製作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。当方は、一切の責任を負わない。

使用者は、イラストの使用に際し、第三者との係争等が生じた場合、当方は一切の責任を負わない。

使用者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

(商品の製造・販売)

商品の製造及び販売を目的としてイラストを使用する者は、小山市内に本社がある事業所・団体とする。

前項の承認を受けようとする者は、使用申請書に次の書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) イラストの利用状況がわかる完成見本等
- (3) その他、必要と認める書類

この要綱は、公表の日から施行する。